**指定地域密着型サービス事業所の指定更新について**

１　指定更新に関する運営協議会の役割

　　市区町村の長は地域密着型サービス事業所の指定更新に当たり、あらかじめ被保険者等の意見を反映させるための必要な措置を講じるよう努める必要があります。

　　そこで、地域密着型サービスの適正な運営を確保するため設置される運営協議会（委員会）において意見を求め、質の確保や運営評価等の必要事項を協議することにより、必要な措置を講じることとしています。

２　地域密着型サービスについて

　　地域密着型サービスは、高齢者が中重度の要介護状態となっても、可能な限り住み慣れた自宅又は地域で生活を継続できるようにするため、身近な市区町村で提供されるサービスです。

　　事業者はその特性を活かし、地域に沿ったサービスを提供することで、被保険者のニーズにきめ細かく応えることができると期待されています。

当該サービスは、提供市区町村の長による事業所指定を受けることで、当該事業所を利用する被保険者に対する保険給付を受けることができ、また指定基準に沿って運営がされているか定期的に確認するため、指定の効力に６年間の期限が設けられています。

そのため、指定の有効期限満了日の経過後も事業所・施設の運営を継続する場合には、介護保険法の規定に基づく指定の更新を受ける必要があります。

３　指定の更新にあたって実施する実地指導について

　　本市では、指定更新前に実地指導を実施しています。実地指導とは、法令等によって定められた人員、設備、運営に関する基準に従って運営されているか、事業者と確認しつつ、サービスの質の確保及び適正化を図るものです。

４　申請内容

1. 愛の家グループホーム流山美原

（実地指導実施日：令和元年８月２０日）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事業所 | 名　　　　　　　称 | 愛の家グループホーム流山美原 |
| 所　　　在　　　地 | 流山市美原４丁目２１８番地８号 |
| 指定更新予定年月日 | 令和元年１１月１日 |
| 指定を受けるサービス | | 認知症対応型共同生活介護  介護予防認知症対応型共同生活介護 |
| 認知症の高齢者が共同で生活する住居において、入浴、排せつ、食事等の介護、その他の日常生活上の世話、機能訓練を行います。 |
| 申請者 | 名称 | メディカル・ケア・サービス株式会社 |
| 主たる事務所所在地 | 埼玉県さいたま市大宮区大成町  １－２１２－３ |
| 代表者職氏名 | 代表取締役　山本　教雄 |
| 人　員 | 管理者 | １名（常勤） |
| 計画作成担当者 | ２名（常勤１名、非常勤１名） |
| 介護従事者 | １６名（常勤７名、非常勤９名） |
| 主な掲示事項 | 営業日  営業時間 | ２４時間、３６５日  日中営業時間（６：００～２１：００）  夜間営業時間（２１：００～６：００） |
| 利用定員 | １８人（２ユニット、各９人） |
| 利用料 | 介護報酬告示上の額の１割～３割 |
| その他の費用 | 特になし |
| 通常事業実施地域 | 流山市 |
| その他 | 併設施設等 | 特になし |

実地指導結果

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 結果概要 | | 至急改善を求めるような、重大な基準違反なし。 | |
| 指導した主な内容 | 人員基準 |  | なし |
| 設備基準 |  | なし |
| 運営基準 | ・ | 利用者および利用者家族の個人情報を使用する際の同意書に、家族の署名欄を設けること。 |
| ・ | 外部評価の結果を、インターネット上の外部評価公表サイトに公表すること。 |
| ・ | 運営推進会議を2か月に1回開催すること。 |
| ・ | 職員の研修について、認知症介護に関する研修を受講する機会を確保するよう努めること。 |
| ・ | 身体的拘束適正化検討委員会により報告された事例及び分析結果を、全従業者に周知徹底すること。 |